

大垣市民病院初期臨床研修規定

1. 目的

この規定は、基幹型臨床研修病院である大垣市民病院（以下「当院」という。）における臨床研修（以下「研修」という。）にあたり、当院の理念・基本方針をもとに、下記の初期臨床研修の理念・基本方針を実践するために必要な要項を定めるものである。

2. 初期臨床研修の理念・基本方針

（理念）

- （1）社会人としての規律を守り、医師としての自主性と高い倫理観を持ち、思いやりのある人格を育てる。
- （2）プライマリ・ケアに必要な幅広い診療能力を修得する。
- （3）チーム医療の一員として、安全・安心・満足の得られる患者中心の良質な全人的医療を実践する。

（基本方針）

国民が要請する医師を育成するために、

- （1）臨床研修には、協力型臨床研修病院を含むすべての病院職員が参画する。
- （2）医療安全と指導体制を充実させて、研修医の身分を保証し、労働条件の改善に努め、臨床研修の効率を高める。
- （3）行動目標、経験目標の達成状況を把握し、臨床研修目標を完遂させるべく指導する。
- （4）研修医の医療行為には、基本的に指導医が指示・監督し、その責任を負う。
- （5）第三者による評価を受け、検証を行うことにより、臨床研修病院としての更なる質の向上に努める。

3. 研修の種別・期間

- （1）当院における研修は、医師法・歯科医師法第16条の2第1項に準拠し、研修を受ける者は医師国家試験・歯科医師国家試験に合格し、医師・歯科医師免許を有する者でなければならない。
- （2）研修期間は原則2年間とする。

4. 組織・運営

- （1）臨床研修を円滑に運営し効果を挙げるために研修管理委員会（以下「委

員会」という。)を設置し、その下部組織として研修部会をおく。診療部には、臨床研修センター(以下「研修センター」という。)を設置しその詳細は別に定める。

- (2) 委員会は初期臨床研修のプログラムの立案、作成、管理、運営及び研修医の採用・中断・修了の評価等の、臨床研修の統括管理を行う。
- (3) 研修部会は、プログラムの運営、管理、各診療科間の調整・変更などの研修に関する事項を審議する。
- (4) 研修センターは、研修に関する事務並びに実務全般を総括する。
- (5) 研修医は、研修センターの所属とする。

5. プログラム責任者・副プログラム責任者

- (1) 臨床研修プログラムを統括するプログラム責任者を置く。
- (2) プログラム責任者は、プログラム責任者養成講習会を受講した者の中から院長が任命する。
- (3) プログラム責任者は研修プログラムの企画立案及び実施の管理を行い、研修医ごとに目標達成状況を把握し、総ての研修医が目標を達成できるように指導する研修責任を負う。
- (4) 必要に応じプログラム責任者の業務を補佐する副プログラム責任者を置くことができる。

6. 研修実施責任者

- (1) 協力型臨床研修病院又は臨床研修協力施設において、当該施設における臨床研修を管理する者として研修実施責任者を置く。
- (2) 研修実施責任者は委員会の構成員となる。

7. 臨床研修指導医・臨床研修上級医・臨床研修指導者

研修医の臨床指導を行うため、各診療科においては臨床研修指導医(以下「指導医」という。)、臨床研修上級医(以下「上級医」という。)、各部門においては臨床研修指導者(以下「指導者」という。)を置く。

(1) 指導医

- 1) 指導医は、7年以上の臨床経験のある医師で、原則として厚生労働省認定の臨床研修指導医講習会を受講している者とする。
- 2) 指導医は、研修医による診断・治療行為とその結果について直接の責任を負う。また指導内容を診療記録に記載し、研修医の記載内容を確認し署名しなければならない。

- 3) 指導医は、担当する分野における研修において、研修医の研修目標が達成できるよう指導する。研修終了後に研修医の評価をプログラム責任者に報告する。
- 4) 指導医は、研修医の身体的、精神的変化を観察し問題の早期発見に努め、必要な対策を講じる。
- 5) 指導医が不在になる場合には、指導医の臨床経験に相当する医師を代理として指名する。

(2) 上級医

- 1) 上級医は、研修医を指導する指導医を補佐する。
- 2) 上級医は、2年以上の臨床経験を有する医師・歯科医師で、指導医の管理の下、臨床の現場で研修医の指導にあたる。
- 3) 上級医は、指導内容を診療記録に記載し、研修医の診断・治療・記録など全般を監査する。

(3) 指導者

- 1) 指導者は、薬剤部・医療技術部・看護部など、医師以外の職種から選任する。
- 2) 指導者は研修医を評価しプログラム責任者に報告する。

8. 指導体制

- (1) 研修医は単独で患者を受け持つことはできない。上級医・指導医監督のもとで診療する。
- (2) 上級医の上に、指導医、診療科所属長が位置づけられ屋根瓦方式の指導体制とする。

9. 研修の申し込み・選考・採用・中断

(1) 申し込み

研修希望者は下記の書類を添えて所定の期日までに病院に提出しなければならない。

- ア、当院指定の研修願書
- イ、卒業証明書または卒業見込み証明書
- ウ、大学成績証明書

(2) 選考

- 1) 選考は面接及び書類審査に基づき、あらかじめ定められた選考基準により実施する。

- 2) 面接を担当する選考者は、医師以外の職種を含め院長が指名する。
- 3) 選考結果に基づき、院長の承認を得て医師臨床研修協議会・歯科医師臨床研修協議会（以下協議会という）の実施する研修医マッチングに登録する。

(3) 採用

- 1) 研修医の採用は、面接・書類審査による選考結果および研修医マッチングの結果を受け、院長が決定し受験者に通知する。
- 2) マッチ者が採用予定人数に満たない場合は、協議会のルールに従って二次募集を実施する。
- 3) 研修医として採用された者は、誓約書（別紙様式1）を所定の期日までに院長に提出しなければならない。

(4) 研修の中断と再開

- 1) 委員会は、医師としての適性を欠く場合、病気、出産など療養で研修医として研修継続が困難と認めた場合、その時点での当該研修医の研修評価を行い、院長に報告する。
- 2) 院長は1) の評価或いは研修医自らの中断申し出を受け、臨床研修を中断をすることができる。
- 3) 研修医の臨床研修を中断した場合、院長は速やかに当該研修医に対し法令に基づき「臨床研修中断証」（医師法・歯科医師法16条の2第一項）を交付する。
- 4) 中断した研修医の臨床研修を当院で再開希望ある時は、中断内容を考慮し可否を決定する。また再開の場合はその内容を考慮した研修を行う。
- 5) 臨床研修を中断した研修医は、希望する研修病院に臨床研修中断証を添えて、研修の再開を申し込むことができる。

10. 評価・判定・修了・進路

- (1) 研修医が2年間の研修を終了したとき、委員会において研修医の評価を行い、研修修了基準を満たしたと判定された時、院長に報告し臨床研修修了証（別紙様式2）を交付する。
- (2) 委員会で修了基準を満たしていないと判定された場合は院長に報告し、未修了と判定した研修医に対してその理由を説明し、臨床研修未修了証を交付しなければならない。
- (3) 未修了とした研修医は、原則として引き続き同一の研修プログラムで研

修を継続することとし、委員会は修了基準を満たすための履習計画書を厚生労働省に送付しなければならない。

11. 研修終了の評価法・修了基準

- (1) プログラム責任者は、研修医ごとの臨床研修目標の達成結果を委員会に報告する。
- (2) 委員会は下記の修了基準に照らし修了認定の可否判定をする。
- (3) 以下の修了基準が満たされた時、臨床研修修了と認定する。
 - 1) 研修実施期間
 - ア、研修期間（2年間）を通じた研修休止期間が90日以内。
 - イ、研修休止の理由は、妊娠、出産、育児、傷病等の正当な事象。
 - 2) 臨床研修の到達目標達成度
 - ア、厚生労働省が示す「臨床研修の到達目標」のうち総ての必須項目達成
 - イ、総てのレポート提出
 - 3) 臨床医としての適性の評価
 - ア、安心・安全な医療の提供ができる。
 - イ、法令・規則を遵守できる。
 - ウ、医療人としての適性に問題がない。

12. 研修の方法・期間・レクチャー

(1) 医科研修医

- 1) 原則として、一年次は内科系24週（糖尿病・腎臓内科、血液内科、神経内科、消化器科、循環器科、呼吸器科をそれぞれ4週）、外科、麻酔科をそれぞれ8週、救命救急センター、小児科をそれぞれ4週、第2小児科、整形外科、脳神経外科、胸部外科をそれぞれ2週、形成外科、泌尿器科、放射線科、皮膚科、頭頸部・耳鼻いんこう科、眼科をそれぞれ1週研修する。
- 2) 原則として、二年次は産婦人科4週、救命救急センター2週、精神科（協力型臨床研修病院）2週、地域医療（協力型臨床研修病院）4週に加えて約5ヶ月間の選択科目を研修する。

(2) 歯科研修医

- 1) 歯科口腔外科のプログラムで研修する。
- 2) 麻酔科、救命救急センターでの研修はガイドラインに準じて実施する。

3) 一年次から二年次前半にかけて医科診療科を可能な限り全科研修する。

4) 二年次に麻酔科を3ヶ月以上、口腔外科を6ヶ月以上研修する。

(3) 選択科目の選択及び期間

1) 選択科目は一年次研修中に決定し研修部会の承認を得る。

2) 選択科目や期間の変更は研修部会に申し出て承認を得る。

(4) 講義・実習への参加

研修医は次に掲げる各実習、講義などに主体的に参加しなければならない。

ア、臨床病理検討会（CPC）及び救急症例カンファレンスに症例を呈示し発表する。

イ、基本研修、春期特別講座（各診療科のプライマリ・ケアの実習・講義）

ウ、超音波、検査、CT読影、検体検査等の実習

エ、病診連携カンファレンス

オ、各診療科で行われる検討会、抄読会、研究会、又は地域医学会に積極的に出席し討議に参加する。

13. 研修医の時間外救急勤務

(1) 時間外救急勤務とは、当院における外来患者の診療時間である、平日午前8時30分から午後5時15分以外の時間に、救急外来で勤務することをいう。

(2) 研修医（歯科研修医除く）は研修開始から初年次の5月連休期間まで、夜間救急医・上級医の指導のもと時間外救急研修をする。その後、正式に時間外救急勤務に入る。

(3) 時間外救急勤務は原則として週に1回を超えないものとする。

(4) 研修医時間外救急勤務に関する諸規定は別に定める。

(5) 時間外救急勤務明けは、原則として休務とする。

14. 研修医代表者

(1) 研修医は各年次毎に代表者及び副代表者を置く。

(2) 代表者は研修医間で互選し任期は2年とする。

(3) 代表者は研修医の出席が求められている各種委員会（19. 参照）について、研修医間の調整をして、出席させなければならない。

15. 研修医の身分・所属

(1) 研修医の身分

- 1) 研修医の身分は常勤嘱託医とし、1年の期限を区切り雇用する。特に事情が無い限り2年次も継続雇用する。
- 2) 研修期間中は大垣市職員に関する就業規則に準ずるものとし、また協力型臨床研修病院での研修においても同様である。

(2) 研修医の所属

研修医は、研修センター所属とし研修医に関する全般の管理は研修センターが行う。

16. 研修医の処遇

(1) 給与等：

- 1) 1年次は大垣市職員の給与に関する条例 医療職給料表(1)1級25号給にあたる額を、2年次は大垣市職員の給与に関する条例 医療職給料表(1)1級29号給にあたる額を支給する。
- 2) 諸手当：扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当を支給する。額については一般職員に準ずる。

(2) 勤務時間：

8時30分~17時15分(時間外勤務有り)

(3) 休暇：

- 1) 年次有給休暇は1月1日から12月31日までの期間に20日(採用日から年末までの月数に応じた日数)、夏期休暇、忌引き休暇等の特別休暇あり。
- 2) 当院各診療科ローテーション研修中は各診療科所属長が、協力型臨床研修中はその研修実施責任者が休暇を許諾し、時間外勤務及び出張命令をする。

(4) 宿舎：

医師住宅有。入居は希望者のみとする。入居者は医師住宅規則を守らなければならない。

(5) 社会保険：

公的医療保険＝政府管掌健康保険、公的年金保険＝厚生年金保険

(6) 労働保険：

一年次＝労働者災害補償保険法、
二年次＝地方公務員災害補償法

(7) 健康管理：

- 1) 労働安全衛生法に基づき実施が義務づけられている定期健康診断
- 2) 当院が必要と認める検査、予防接種等

(8) 医師賠償責任保険： 個人加入（任意）

(9) 外部研修活動：

学会、研究会等の参加可、内容によって旅費補助有り。

(10) アルバイト：

研修期間中のアルバイトは総て禁止する。

17. 研修中の相談、心のケア

- (1) 研修中の悩み・相談は研修センターで対応する。
- (2) 研修センターは、相談を受けるだけでなく、働きかける努力を行う。
- (3) 指導医、指導者、実施責任者、上級医は研修医の身体的、精神的変化を注意深く観察し、問題を早期発見し研修センターに報告する。
- (4) 研修センターは、必要に応じ、プログラム責任者、研修センター長、指導医、精神科医師からなるサポート体制を起動する。
- (5) 相談内容についての守秘を厳格に運用する。

18. 研修医が行える医療行為・責任・守秘義務等

- (1) 研修医は、指導医の指示監督の下、別に定める医療行為に関する基準に基づき診療を行う。
- (2) 前項に基づいて実施した研修医の医療行為に伴い生じた事故等の責は、総て当院が負う。
- (3) 研修医は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。またその職を退いた後も同様である（守秘義務）。

19. 委員会等への出席

研修医の中から次に掲げる委員会の委員を選出し、出席しなければならない。

- ア、研修管理委員会
- イ、研修部会
- ウ、院内感染防止委員会
- エ、医療安全管理委員会
- オ、その他院長、各委員長が必要と認めた委員会

20. 病院行事への参加

研修医は次に掲げる病院行事には可能な限り参加しなければならない。

- ア、院内連絡協議会
- イ、医療安全講習会
- ウ、院内感染防止対策講習会
- エ、その他病院行事、講習会、講演会

21. 研修記録の保管、閲覧

(1) 研修医に関する以下の個人基本情報、研修情報は、研修修了日（中断日）

から5年間は研修センターにおいて保管する。

- ア、氏名、医籍番号、生年月日
- イ、研修開始・修了・中断年月日
- ウ、研修プログラム名
- エ、研修施設名（含協力病院）
- オ、臨床研修内容と研修評価
- カ、中断理由

(2) 研修医の評価記録は研修センターに保管される。

附 則

この規定は、平成22年5月25日から施行する。

附 則

この規定は、平成28年6月8日から施行する。

附 則

この規定は、平成30年9月11日から施行する。